

## 監理団体の業務運営に関する規定

協同組合 技術者育成協力会



### 第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

### 第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱い職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、または団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込は、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者または団体監理型実習実施者になろうとするものをいう。以下同じ。）またはその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所出来ない場合は、郵便、電話、ファックスまたは電子メールでも差支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができない場合は、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらず、お返しいたしかねます。

### 第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。  
ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生または団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）またはその代理人（外国の送出し機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出し機関）から、所定の求

職表によりお申込みください。郵便、電話、ファックスまたは電子メールで差支えありません。

#### 第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、そのご希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用に明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を申し受けます。

#### 第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、管理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3ヶ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1ヶ月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し、必要な指導を行います。

- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘または監理事業の紹介をしません。
- 4 第1号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国費用（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に本規定を提示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、直ちに他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

## 第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、松本 聰です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
  - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
  - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
  - (3) 団体監理型技能実習生の保護
  - (4) 団体監理型技能実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
  - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関するこ
  - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

## 第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。（別紙「徴収する監理費一覧表」）
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時

以降に当該団体監理型実習実施者等から申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出し機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に団体監理型技能実習実施者等から申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第1号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）を超えない額とします。

## 第8 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等または団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に適切に対応します。

2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介をされたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかった時にも同様に報告をしてください。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方または団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等または団体監理型実習実施者に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切いたしません。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は、工業用プラスチック製品製造業、金属素形材製品製造業、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、大工工事業、左官工事業、管工事業（さく井工事を除く）、電子部品製造業、自動車整備業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、調味料製造業、その他の食料品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、産業用電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、水産食料品製造業、土木工事業（舗装工事業を除く）、各種物品賃貸業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、洗濯業、鉄骨・鉄筋工事業または非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、建設機械・鉱山機械製造業その他の生産用機械・同部分品製造業、老人福祉・介護事業又はプラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業を行う事業者とします。

6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不思な点がありましたら、職員にお尋ねください。

2017年8月4日

追記 2018年3月7日

追記 2019年12月26日

代表者 協同組合 技術者育成協力会

代表理事 松本 聰



監理費表（実習生の監理費を全て同じとする場合）



監理団体名：協同組合 技術者育成協力会  
所在地：広島市東区牛田中1-1-2  
責任者 役職・氏名 代表理事 松本 脍

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当たり)	備考
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	0円	0円	
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	1,260,000円	0円	現地面接費用 実費
	外国の送出機関へ支払う費用	送出機関との連絡・協議に要する費用	120,000円	0円	送出機関、実習実施者との連絡、その他
		外国の送出機関へ支払う費用	18,000,000円	60,000円	1年間1人当たり
		小計	21,780,000円	60,000円	
	施設使用料	施設使用料	6,000,000円	20,000円	施設使用料：受講者数
	講師・通訳謝金	講師・通訳謝金	19,200,000円	64,000円	講師謝金：受講者数
講習費（※）	教材費	教材費	1,800,000円	6,000円	実費
	技能実習生に支給する手当	講習手当	18,000,000円	60,000円	実費
	その他	その他（外部講習委託費）	4,500,000円	15,000円	
		小計	49,500,000円	165,000円	
	人件費	監査に要する人件費	28,800,000円	8,000円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	監査に要する交通費	18,000,000円	5,000円	監査・訪問指導等
		小計	46,800,000円	13,000円	
	（ ）	渡航費用	19,500,000円	70,000円	実費
	（ ）	相談・支援に要する費用	0円	0円	
その他諸経費	（ ）	人件費・事務諸経費	61,200,000円	17,000円	人件費等に係る費用配賦表による。
	（ ）	小計	80,700,000円	87,000円	
	合計	合計	198,780,000円	325,000円	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徵収します。  
※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあつせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。